

高知大学における基幹教員等に関する規則

〔 令和 7 年 1 月 23 日
規 則 第 56 号 〕

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高知大学における基幹教員等に関し、必要な事項を定める。

(配置の原則)

第 2 条 大学教員（助手を除く。以下同じ。）は、原則として、次条に定めるいずれかの組織の基幹教員又は第 4 条第 1 項に定める総合人間自然科学研究科専門職学位課程教職実践高度化専攻の専任教員としてその業務を担当するものとする。

(基幹教員)

第 3 条 大学教員が、次のいずれかに該当する場合は、当該組織の基幹教員を命じるものとする。

(1) 学部

ア 一の学部において、教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う大学教員であって、当該学部の教育課程に係る主要と認める授業科目を担当又は 1 年につき 8 単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当する者

イ 複数の学部において、教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う大学教員であって、それぞれの学部において、1 年につき 8 単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当する者

ウ 本学以外の機関において主たる業務を有する者であって、当該身分を有したまま本学の学部において、教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う大学教員となり、当該学部において 1 年につき 8 単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当する者又は本学の学部において、教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う大学教員であって、当該学部において 1 年につき 8 単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当する者で、本学以外の機関において、同機関における基幹教員の要件に該当する者

(2) センター等

保健管理センター、学内共同教育研究施設、全国共同利用施設又は機構（以下「センター等」という。）において、その運営に係る会議に参画する大学教員であって、当該センター等の業務を主として又は当該センター等の他の基幹教員と協働して担う者

(専任教員等)

第4条 大学教員が、総合人間自然科学研究科専門職学位課程教職実践高度化専攻に専門職大学院設置基準第5条の専任教員として配置され、その業務を担う場合は、当該専攻の専任教員を命じるものとする。

2 大学教員が、総合人間自然科学研究科の各専攻（前項の場合を除く。）において大学院設置基準第8条第5項の教員としてその業務を担う場合は、当該専攻の専任教員の兼務を命じるものとする。

3 学長が必要と認めるときは、総合人間自然科学研究科専門職学位課程教職実践高度化専攻の専任教員を命じた大学教員に、学部 of 基幹教員を命じることができる。

(兼任担当)

第5条 センター等の基幹教員又は総合人間自然科学研究科専門職学位課程教職実践高度化専攻の専任教員については、一の学部の基幹教員を命じる場合を除き、一の学部について当該学部の兼任担当を命じるものとする。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、基幹教員等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。